

高額療養費の計算例②

(2) 同じ世帯に70歳未満と70歳以上の方がいる場合

70歳未満と70歳以上の方は別々に計算し、最後に合計して限度額を超えた額が払い戻されます。

ひかるさん (45歳)
大津市国民健康保険加入
区分: 一般(自己負担3割)
患者負担: 入院 90,000円
(かかった総医療費 300,000円)

太郎さん (73歳)
大津市国民健康保険加入
区分: 一般(自己負担1割)
患者負担: 外来 30,000円
(かかった総医療費 300,000円)

花子さん (72歳)
大津市国民健康保険加入
区分: 一般(自己負担1割)
患者負担: 外来 15,000円
(かかった総医療費 150,000円)
患者負担: 入院 40,000円
(かかった総医療費 400,000円)

1. 70歳以上の方の外来を個別に計算する

太郎さん

患者負担 30,000円

外来限度額 一般区分 12,000円	払い戻し① 18,000円
--------------------------	------------------

花子さん

患者負担 15,000円

外来限度額 一般区分 12,000円	払い戻し② 3,000円
--------------------------	-----------------

2. 70歳以上の方の外来と入院を合わせて計算する

太郎さんの外来分

12,000円 (払戻額を除いた額)

+

花子さんの外来と入院分

12,000円 + 40,000円 (払戻額を除いた額)

=

太郎さんと
花子さんの合計

64,000円

太郎さんと
花子さんの合計

64,000円

-

(太郎さんと花子さんが負担する額)
世帯単位の限度額

一般区分 44,400円

=

払い戻し③ 19,600円

3. 70歳以上の方についての払戻し額を計算する

払戻し① + 払戻し② + 払戻し③ = 払戻し合計(A)

$$18,000\text{円} + 3,000\text{円} + 19,600\text{円} = 40,600\text{円}$$

4. 70歳未満の方と合せて払戻額を計算する

ひかるさんの入院 + 太郎さんと花子さんの負担額 = 世帯の負担合計

$$90,000\text{円} + 44,400\text{円} = 134,400\text{円}$$

世帯の負担合計 - 国保世帯の限度額 = 払戻し合計(B)

$$134,400\text{円} - \left[80,100\text{円} + \frac{(1,150,000\text{円} - 267,000\text{円})}{100} \times 1\% \right] = 45,470\text{円}$$

世帯でかかった医療費の合計

ひかるさん	300,000円
太郎さん	300,000円
花子さん	150,000円
花子さん	400,000円
合計	1,150,000円

5. 3と4で計算した額の合計額が世帯全体の払戻し額となる

払戻し合計(A) + 払戻し合計(B) = 世帯全体の払戻し

$$40,600\text{円} + 45,470\text{円} = 86,070\text{円}$$